

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年6月21日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当性を主張している。

本件申請は、厚生労働省社会・援護局長通知第7-4-(1)-クに該当する。

処分庁が本件処分の根拠とする、保護基準及び上記局長通知は、55年前のものであるから、いずれも見直すべきである。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年10月10日	諮問
令和元年11月26日	審議（第39回第4部会）
令和元年12月24日	審議（第40回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

- (2) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項は、同条 9 項により保護の変更の申請に準用すると規定している。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知 1」という。）第 9-1 によれば、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。」、「また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要なとなる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」と定められている。

- (3) 保護の基準別表第 3 の 1 によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1 級地では月額 13,000 円以内とされ、同別表第 3 の 2 によれば、当該費用がこの基準額を超過するときは、都道府県又は地方自治法 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法 252 条の 22 第 1 項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日付社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。

以下「局長通知 2」という。) 1・(1)によれば、保護の基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、特別区等の1級地における世帯人員が1人の場合の住宅扶助の限度額については、月額53,700円とするとされている。

- (4) また、「局長通知 1」第7-4-(1)-オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員が1人の場合の限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額(以下「特別基準限度額」という。)を認定して差しつかえないこととされており、さらに、同クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

そして、「局長通知 2」の2によれば、上記特別基準限度額について、1級地における世帯人員が1人の場合の額は、月額69,800円になるとされている。

- (5) 「生活保護法における保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問56・答によれば、「局長通知 1」第7-4-(1)-オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度

額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」とされている。

(6) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問6-56「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請」(答)1・(1)によれば、「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。」とされている。

(7) 運用事例集問6-60「契約更新料」(答)によれば、住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支給することとし、同1では、契約更新料の範囲として、保証人がいない場合の保証料を加えた範囲までを対象とするとする。

また、同3では、住宅扶助基準限度額を超えた家賃の住宅に居住している者から契約更新料の申請があった場合、原則として支給は認められないが、やむを得ず更新を認める場合は、保証人料等は実額を計上するとする。

(8) なお、「局長通知 1」、課長通知及び「局長通知 2」は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

また、運用事例集による上記(6)及び(7)の取扱いは、「局長通知 1」及び「局長通知 2」における住宅扶助の取扱いの基準に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 これを本件についてみると、以下の事実がそれぞれ認められる。

(1) 処分庁は、保護開始時の請求人の住居に係る家賃が、月額60,000円であったため、請求人の住宅扶助費の算定に際しては、特別区内等における単身世帯に係る本件基準限度額（月額53,700円）を適用した上で、請求人に対し保護開始時から同限度額を住宅扶助費として支給していたこと。

なお、保護開始に際して、処分庁は、担当者を通じて請求人に対し、本件基準限度額以内の家賃のアパート等に転居するよう、指導していたこと。

(2) 前回申請書添付の請求人の主治医が発行した診断書によれば、請求人には精神疾患があるものの、本件基準限度額を超える住居（居住面積の広い所等）が必要であるとまではされていなかったこと。

(3) 処分庁は、上記の事実から、前回申請を却下したこと。

(4) 本件申請書には、年間保証委託料通知書が添付されていたが、その他請求人に本件基準限度額を超える住居が必要であると認定できるような資料等の提出はなかったこと。

3 1及び2によると、処分庁は、本件処分時の1年近く前である保護開始時から、請求人に対して転宅指導を行っている上に、前回処分時にも請求人に特別基準限度額を認定できる事情が認められないことを説明していることなどから、請求人が本件基準限度額内の家賃の転宅先を見つける時間は十分あったと考えられる。その他運用事例集問6-60・3にいう「やむを得ず更新を認める場合」に該当すると認められるような事情もうかがわれない。

したがって、本件基準限度額（月額53,700円）を超えているところの請求人の本件住宅に係る契約更新に伴う契約更新料について、保護費による支出は認められるものではないから、これが認められることを前提とした本件保証委託料について、保護

費による支出も当然認められるものではない。

以上のとおり、本件処分に至る手続を含めて、本件処分に違法、不当な点を認めることはできない。

- 4 請求人は、上記第3のことから本件処分の違法、不当を主張するが、本件処分に違法、不当な点がないことは上記3のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

ところで、請求人は、本件基準及び「局長通知 1」は55年前のものであるから、見直すべきであるとも主張する。

もつとも、ここで請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分は、上記3のとおり保護基準に基づいてなされたものである。

そして保護基準等の是正を求める請求人の主張について、審理員意見書は、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできないとするが、当該判断は妥当である。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美